# 女の子の権利と地球規模の飢餓危機

# 目次


概要 1

はじめに 3

背景 5

子どもの権利を守る義務 9

結論 26

提言 27

巻末資料 30


# 概要

**2021年、世界の飢餓レベルは過去最悪のものとなった。急性食料不安による緊急支援を必要とする者は、2020年から4,000万人増加し、53カ国でおよそ1億9,300万人に上った。2022年、飢餓危機は悪化を続け、何百万もの人々が飢餓の淵に立たされている。**

この危機の要因は複雑で、多くの場合、複数の相互に関連した要因が絡んでいる。紛争と社会不安、気候危機、COVID-19の影響に、現在継続中のウクライナ紛争が引き起こした食料不足と急激なインフレ、食料・エネルギー・肥料価格の高騰が重なり、状況は悪化を続けている。これらの要因に収拾の気配はほとんどなく、長期的な見通しにも楽観を許す根拠は乏しい。

**2030年までに飢餓ゼロ**を達成するという国際社会の意気込みとは裏腹に、2030年時点でも約6億7000万人が飢餓に直面していると予測される[1]。これは世界人口のほぼ8%に相当し、2030アジェンダが採択された2015年時点の割合とほとんど変わっていない[2]。

このような前例のないレベルの飢餓は、影響を受けている国々、各コミュニティ、そして個人に壊滅的な被害をもたらしている。だが、こうした影響の及び方は均等ではなく、年齢、ジェンダー、その他の要因によって、飢餓やさらに広範な影響に対する個人の脆弱性は異なる。

根強いジェンダー不平等に飢餓危機が重なると、多くの場合、女の子と女性に偏った影響が及ぶ。

たとえば現在、中程度または重度の食料不安に陥っている割合は、男性より女性の方が10%高いというエビデンスがある。このジェンダー・ギャップは、COVID-19のパンデミック下におけるジェンダー不平等の深刻化に呼応して拡大した[3]。

食料不安と飢餓は、女の子の権利の実現に無数の影響を与える。思春期の女の子には特に必要な栄養があり、栄養不良に陥りやすいだけでなく、生きるために苦渋の決断をする家族が増えることで、すでに存在する女の子の権利侵害が一層深刻化し、広く行われるようになる。

**食料不安に陥ると、女の子の中途退学、強制された早すぎる結婚、早すぎる妊娠、性的搾取のリスクが高まる。しかし、ニーズに基づく人道支援では年齢、ジェンダー、多様性への配慮が不十分で、女の子の権利に対するこうした影響は見落とされることが多い。**

本報告書では、人権、特に女の子の権利と飢餓の交わりとつながりに焦点を置いている。

飢餓や栄養不良との闘いは道徳的義務や政策的選択と考えられがちだが、そのアプローチでは、飢餓と栄養不良への取り組みは法的拘束力のある人権上の責務でもあるという重要な側面が陰に隠れてしまう。

人権に基づくアプローチは、権利の保有者の保護と、義務を果たすべき者の責任を強く求め、違反の防止とともに説明責任に重点が置かれているため、その意味は非常に大きい。そのため、飢餓の根本的な原因に対処できる可能性がある。

人権に基づくアプローチは、緊急事態下で脆弱なコミュニティを優先し、差別を回避するのに役立ち、法的強制力のある義務を課すことができる。

また、不公正の是正を求め、国際社会に義務を課す。

本報告書は、飢餓への取り組みに対する権利に基づいたアプローチの力、特に女の子にとってこのアプローチが持つ大きな意味について詳しく解説する。このアプローチにより、**不平等、特に女の子の食料不安を悪化させるジェンダーに基づく差別への取り組みに重点が置かれる点**、国家だけでなく非国家の主体の責任が問える点、そして侵害に対して救済措置が提供される点など、さまざまなメリットがある。

*川の水を汲む女の子たち/ケニア*

© Plan International

# コンセプトと定義

本報告書では、以下の定義を使用する。

## 食料不安

食料への安定したアクセス不足を背景に、食事の質が低下し、正常な食事パターンが乱れ、栄養、健康、ウェルビーイング（幸せ）に悪影響が及ぶ恐れのある状態[4]。

## 飢餓

食料不足による極度の苦痛・生活の困難[5]。

## 栄養不良

栄養不足と栄養過多（偏った食事による問題）の両方[6]。

## 成長阻害

子どもたちの精神的・身体的能力の十分な発達を妨げ、また、その遅れをほぼ取り返せない状態。

## 重度急性栄養不良

致死率の高い極度の飢餓状態で、5歳未満の子どもたちの主要な死因となっている。

飢餓と食料不安に関する一部の文献では、栄養不良には「多くの場合成長阻害や衰弱を引き起こして死に至るおそれのある栄養不足、ほぼ見過ごされてしまう必須ビタミン・ミネラルが欠乏した隠れ飢餓、過体重とさらに進行した肥満、という3つの問題がある」と述べている。これらの問題について、本報告書でははじめて取り上げている[7]。

# はじめに

## 2022年の食糧危機に関する世界報告（GRFC）は、看過できない一連の深刻な事実を国際社会につきつけた。

それは、2021年に世界の飢餓レベルがこれまでのすべての記録を更新したことをはっきりと示した。急性食料不安による緊急支援を必要とする者は、2020年から4,000万人増加して53ヵ国でおよそ1億9300万人に上った[8]。

多くの国で飢餓危機は悪化の一途をたどっており、2022年の残りの期間の見通しもさらに厳しいものとなっている。

2022年9月現在、エチオピア、イエメン、南スーダン、ソマリア、アフガニスタンだけでも97万人が飢えと死に直面している[9]。**紛争、気候危機、COVID-19の影響に、現在継続中のウクライナ紛争が引き起こした食料不足と急激なインフレ、食料・エネルギー・肥料価格の高騰が重なり、状況は悪化を続けている。**長期的な見通しにも楽観を許す根拠は乏しい。

2030年までに「飢餓ゼロ」を達成するという「持続可能な開発目標」の大望を掲げるも、2030年時点でも6億7000万人近くが飢餓に直面すると予測されている[10]。

これは世界人口のほぼ8%に相当し、2030アジェンダが採択された2015年時点の割合とほとんど変わっていない。

**つまり、行動を加速しない限り、2030年までに「飢餓ゼロ」を達成することはきわめて困難だということである[11]。**

このような前例のないレベルの飢餓は、その影響を受けている国や、コミュニティ、そして個人に壊滅的な結果をもたらしている。だが、こうした影響の及び方は均等ではなく、年齢、ジェンダー、その他の要因によって、飢餓やさらに広範な影響に対する個人の脆弱性は異なる。

根強いジェンダー不平等に飢餓危機が重なると、多くの場合、女の子と女性に偏った影響が及ぶ。たとえば現在、中程度または重度の食料不安に陥っている割合は、男性より女性の方が10%高いというエビデンスがある。このジェンダー・ギャップは、COVID-19のパンデミック下におけるジェンダー不平等の深刻化に呼応して拡大した[12]。食料不安と飢餓は、女の子の権利の実現に無数の影響を与える。思春期の女の子には特に必要な栄養があって栄養不良になりやすいだけでなく、生きるために苦渋の決断をする家族が増えることで、すでに存在する女の子の権利侵害が一層深刻化し、広く行われるようになる。食料不安に陥ると、女の子の中途退学、強制された早すぎる結婚、早すぎる妊娠、性的搾取のリスクが高まる。しかし、ニーズに基づく人道的対応では年齢、ジェンダー、多様性への配慮が不十分で、女の子の権利に対するこうした影響は見落とされることが多い。

国連の人権メカニズムは、飢餓の撲滅に向けた権利の枠組みの重要性を強調している。

**本報告書は、食料危機に対処し、飢餓を撲滅する上で、特に女の子の権利に焦点を当てた権利に基づくアプローチの重要性を浮き彫りにしている。本報告書は、右の問いに答えるものである。**

**危機にさらされている女の子の権利に対して、国家や非国家的主体がとるさまざまな対応は、どんな影響をもたらすと考えられるか。**

**現在の飢餓危機を権利の視点で見ることで、女の子にとってどんなメリットが加わるか。**

**現在の飢餓危機に対する国際社会の対応の中に、国家が果たすべき人権上の中心的な義務として何を取り入れるべきか。**

**危機に対してよりジェンダーの視点に立ったアプローチをとることを求める人権上の根拠とは何か。**

**現在の地球規模の飢餓危機は、女の子の権利にどのような影響を与えるか。**

こうした論点で考察をすすめるため、本報告書ではいくつか前提を定めている。

**第一に、**飢餓に陥ると、常に女の子と女性に偏った影響が及ぶことになる根本的な構造上の問題がある。

**第二に、**女の子と女性を「弱い立場の被害者」と決めつける一般的傾向は、女の子と女性は男性（男の子）と同様の機会と生産的資源へのアクセスがあれば変革の担い手となりうるし、事実そうであるということを正しく評価していないため、不正確である。

また、この報告書は、女の子と飢餓に関する性別・年齢別データがあまりにも少ない環境で作成されたことを、はじめに認識しておく必要がある。

**最後に、**この報告書はすべてを網羅することはできず、作成過程では必然的に裏付けのある情報に基づいて優先順位付けが行われた。

# 背景

**食料不安と飢餓は、大部分が人為的な問題であり、その要因は複雑で、多くの場合、相互に関連する要因が複数絡んでいる。紛争と社会不安、気候変動、価格高騰、サプライチェーンの悪化がその主な要因である。総体的に見れば、世界人口を養うのに十分過ぎるほどの食料が生産されているにもかかわらず、8億2900万もの人々が飢餓状態にいる[13]。**

**これは、紛争、気候変動、COVID-19が現在の飢餓の主因となっているものの、政策の選択も相応の責任を負っているという事実の表れでもある。**

## 紛争と社会不安

紛争と飢餓の関連性はよく知られている。現在、急性食料不安に直面している10人中6人は、紛争下や政情不安の国々におり[14]、エチオピア、中央サヘル、ソマリア、南スーダン、シリア、ナイジェリア、コンゴ民主共和国（DRC）、モザンビーク北部など飢餓の広がるホットスポットでは、これらが急性食料不安の主な要因となっている[15]。

武力紛争時には、銃弾や爆発物よりも、食料不足やそれに伴う病気で命を落とす人の方が多いというエビデンスがある[16]。

民間人が避難して農地が耕されなくなり、生計を支える資産が失われ、食料システムと市場の混乱で食料価格が高騰する。

**紛争下や社会不安に直面している国々は、人道支援を行う側にとっても最も複雑で困難な環境にあると言える。こうした状況下で行える人道支援には制約があり、支援する側の支援力にも影響が及ぶ。**

*9人家族が一日に食べる主食のコメを入れた鍋/ソマリア*

© Plan International

気候変動のさまざまな影響に武力紛争が重なると、最も不安定な状況に陥ることが多い。たとえば、気候変動に最も脆弱な国の一つ、アフガニスタンでは、数十年にわたり戦争が続いている[17]。2021年8月にタリバンが政権を奪還する前でさえ、アフガニスタンは危機的レベルの飢餓を経験している住民が世界で二番目に多く、今年は5歳未満の子どもの50%が、生存するには専門的なケアが必要なレベルの急性栄養不良で苦しむと予測されている[18]。

**多くの国では、紛争が食料確保と飢餓に与える影響は主に地域的であるが、ウクライナで続く二大食料輸出国間の紛争は、国境を越えて食料安全保障に影響を及ぼしている。**

ウクライナの港の封鎖[19]、農場や畑の破壊、ウクライナの国立種子銀行が一部破壊されたとの報告[20]により、すでにある飢餓と食料不安の要因に加えて、さらにウクライナにおける戦争の影響が及ぶと警鐘が鳴らされている[21]。たとえば、ソマリアは、小麦をほぼ100%ウクライナとロシアから輸入していたが、ウクライナ危機が始まって以降、小麦と原油の価格は3倍に高騰している[22]。現在ソマリアは飢饉寸前の状態にある[23]。

*ラルックの木から葉を集める女性/南スーダン*

© Plan International

ここで、武力紛争は国際人道法（IHL）によって規制されていることを思い起こすべきである。条約に基づくIHLの基準も慣習的なIHLの基準も、たとえば、飢饉や飢餓を戦争兵器として使用すること、住民の生存に不可欠な作物や物品の破壊、民間人の生存に不可欠な食料生産施設の破壊を禁止している[24]。

# 気候変動

世界の気象条件はこれまでになく急速に変化しており、あらゆる場所で人間の生活に影響を及ぼしている。気候の変化は、食料確保と飢餓の問題と密接に関係している。たとえば、気候変動に対して最も脆弱であると特定された27カ国は、飢餓のホットスポットでもある[25]。

**世界保健機関（WHO)は、2030～50年の間に、栄養不良など気候の影響で生まれる健康上のリスクで毎年25万人以上の死者が出ると予測している。**

女性と子どもなど、最も弱く不利な立場にある人々ほど、こうした健康上のリスクにさらされている[26]。さらに、CO2の増加とそれに伴う気温の上昇が農業に対する当面の脅威であるが[27]、気温上昇を産業革命以前の1.5度以内に抑えるというパリ気候協定の目標が達成されたとしても、世界は食料不安と異常気象の悪化に備えなければならない[28]。

気候変動の影響力はジェンダーによって差があることが多いことは、広く知られている。脆弱性にジェンダー格差があるということは、つまり、特に農業への依存度が高い低所得国において気候変動がジェンダー平等に悪影響を与えているという裏付けである[29]。

最近の予測によれば、2020 年に生まれた子どもたちは、祖父母の時代のほぼ3倍も干ばつや不作を体験する可能性があり、低所得国の子どもたちが環境危機の負担を負うことになる30。したがって、気候変動は、特に気候の影響をうけやすい地域で、子どもたちの食料不安を悪化させている[31]。

*ブルキナファソの女の子。*

©Plan International

# 経済的打撃、COVID-19の影響

2021年は21ヵ国で3000万以上の人々が経済的打撃を受けて危機的レベルの食料不安（食料不安のレベル分類：IPCフェーズ3以上）に陥った[32]。食料の輸入依存度の高い低所得の国々では今日、食料価格のインフレと食料コストが過去10年間以上の上げ幅で高騰する様を目の当たりにしている[33]。

2021年には食料価格がこの10年間で最高となり、人道対応計画（参考：紛争や災害による緊急事態が発生した際に国連人道問題事務所の調整の下で国際社会に向けて援助を求める人道アピール）の対象になっている11ヵ国では、食料バスケットのコストが5年前より少なくとも30%高くなっている[34]。

**世界経済の予測は引き続き下降基調だ。世界経済はCOVID-19による経済的打撃から抜け出せず、ウクライナ紛争が、マクロ経済に与える真の影響が完全に理解されるのは、これからだ[35]。**

また、ジェンダーによる経済的不平等が拡大しているというエビデンスもある[36]。一部の国では、特に非正規で働く女性の再雇用がすすまなかったため、COVID-19で失われた雇用機会の回復が遅れ、以前から大きい雇用におけるジェンダー格差が拡大している[37]。

歴史的に見て、疫病の大流行は不平等を悪化させてきたので、COVID-19のパンデミックがジェンダー不平等に与えた影響は、驚くには当たらない[38]。たとえば、パンデミックの間に中程度あるいは重度の食料不安に陥る割合についてジェンダー格差が拡大したというエビデンスがあり、現在、男性より女性の方が10%高い[39]。女の子たちはパンデミックが引き起こした新たなリスクにさらされ、飢えのために中途退学のリスクにもさらされている[40]。

COVID-19のパンデミックに対応するため、2020年は、多くの政府が子どもの保護、教育、栄養を含む社会分野への支出を減らした[41]が、このことがパンデミックで子どもの飢餓と栄養不良が悪化したひとつの背景になっている[42]。

パンデミックが3年目に入った2022年3月時点で、23カ国でまだ完全に学校が再開されておらず、4億500万を超す生徒が学校に通っていない状態にあると報告されている[43]。2022年には、COVID-19による混乱とサプライチェーンの問題によって、さらに930～1360万の子どもが急性栄養不良に陥る可能性がある[44]。COVID-19によるサプライチェーンの崩壊と消費者の食料需要の高まりにより、世界中で食料価格が高騰し、食料不安は一段と深刻化。世界中で8億を超す人々が毎晩空腹のまま床につく状態が続いている[45]。

# 資金不足の影響

現在の飢餓危機の広がりは、人道支援関係者に食料の配分におけるきわめて難しい決断を迫っている。

ニーズを満たす資金の不足は、「飢えた人々に与えるために、空腹の人々から食べ物を取り上げる」ことを意味する[46]。このアプローチは多くの人権問題を生み出す。

**世界食糧計画（WFP）はここ数カ月、南スーダン、チャド、ニジェールといった国々で提供しているサービスの縮小を余儀なくされている[47]。**

**チャドとニジェールは、資金不足で配給量を50%削減された[48]。南スーダンでは、人道主義者らは、「フェーズ5の飢饉の予防」に努めるしかなす術のない状態におかれているという[49]。**

資金不足が広がれば、さらに配給量を削減せざるを得ない国が増えることが懸念される。

資金不足は、食料支援だけでなく、他の重要なサービスにも影響を及ぼす。

ジェンダー関連問題は人道政策の中でも注目され、ジェンダー平等や人道上の危機にある女の子と女性の支援に対する資金も増加しているとはいえ、COVID-19の状況下で世界的な取り組みは十分とは言えない[50]。

女の子や女性のニーズや、それらに対してどの程度資金提供されているかについてのデータは不足しているが、2018年から2021年は、ジェンダーに基づく暴力（GBV）に対する資金が継続的に不足しており、2021年には必要な資金の4分の1（28%）しか満たされていない[51]。

*注がれる紅茶/ケニア*

© Plan International

# 子どもの権利を守る 義務

## 人権に基づくアプローチと飢餓の概説

人権に基づくアプローチは、権利の保有者の保護を強く求め、義務を果たすべき者の責任を明確に示している点で重要であるこれは多くの場合、**普遍性、不可分性、平等、説明責任、包括／参加**という5つの主要原則に基づいており、それらは、国家機関やその他の主体が、個人、特に弱い立場に置かれた人に対してどのように向き合うかに影響を与える。たとえば、平等の下では、女性と男性の両方の権利が尊重されるべきであるだけでなく、子どもたちも年齢、性別、国籍、親の地位などの理由で差別されてはならない。

**国家は、女の子と女性に対する差別に取り組むために積極的な措置を講じなければならない。**

また、このアプローチでは、人権侵害の防止だけでなく説明責任も重視されている。そのため、不平等、紛争、貧困といった飢餓の根本原因に取り組み、「すでにある目に見える食料の壊滅的状況に対処するだけでなく、国際社会の関心を深刻な飢餓の根本原因を取り除く」方向に向ける力がある[52]。

**極端な侵害が行われた場合は、人権に基づく説明責任の枠組みの下で救済措置が講じられることになる。**

人権に基づくアプローチは、文化的価値を尊重する取り組みにもつながる。食料を提供する際はやはり、関連する伝統的・文化的慣習を考慮する必要がある[53]。

飢餓の期間やその後に建設的な戦略で生計の再建をすすめる際、支援と回復力について先住民コミュニティの意識を高める必要がある[54]。

**多くの場合、飢餓が非常に深刻化した緊急事態において、人権に基づくアプローチをとるメリットは計り知れない。脆弱なコミュニティを優先し、差別を回避し、強制力のある義務を課すことができる[55]。**

食料支援が受けられるかどうかなど、緊急事態下で情報を入手する権利は、多くの場合、ないがしろにされているが、子どもたちにとってきわめて重要であり、時には生死を分ける、あるいは飢餓の中で保護されるか搾取されるかの分かれ目になる可能性がある[56]。

災害や緊急事態下では、特に女の子と女性は、人道支援者を含む非国家の関係者から性的搾取や虐待を受けるリスクが高まることを示す証拠は枚挙にいとまがない。このような事例に説明責任を問う仕組みを支える人権に基づくアプローチの意義は大きい[57]。

人が食料を得る権利に基づき、子どもやその保護者は権利が侵害された際に救済と解決を求めることができる。それゆえに、権利に基づくアプローチは、子どもの苦しみを和らげるとともに、不正の是正を目指す。飢餓で子どもの人間としての尊厳が損なわれることは、人権侵害でもある。子どもの飢餓の撲滅に人権に基づくアプローチを用いることで、子どもは保護されるべき正当な権利を持つ法の主体として位置づけられる。

権利に基づくアプローチでは、国際社会にも義務を課す。国際法の下では、国家はその管轄下にある人びとの人権について第一に義務を果たすべき者である。しかし、国際社会全体にも、普遍的な人権の実現に貢献する責任がある。したがって、国家だけでなく、人道支援者、資金提供を行うコミュニティ、政府間組織、国際NGO、多国籍企業など、いかなる国においても人権の尊重に基づいて世界中で活動する主体も、監視し説明責任を果たす必要がある。

主に以上の理由から、この後のセクションでは非国家主体に焦点を当て、女の子を中心とする子どもの飢餓について取り組みの指針として人権が担う役割について述べる。

権利に基づくアプローチとは対照的に、主流である人道上のニーズに基づくアプローチは、トップダウンで家父長的な意思決定の仕組みを用いる傾向があり、説明責任がほとんど伴なっていない。慈善活動は結局、自由意志によるものとなる。世界中をむしばむ子どもの栄養不良を根絶するためには、権利に基づくアプローチが必要である。

「権利に基づくアプローチとは、国際的な人権基準を規範とする、人権の促進と保護に向けた人間社会の発展プロセスに対する概念的枠組みです…また、権利に基づくことで目的に道徳的正当性が生まれ、社会正義の原則が伴い、分析の焦点を最も困窮し排除された人びと、特に差別によるはく奪・貧困に移すのに役立ちます[58]。」

**Mary Robinson、元国連人権高等弁務官**

# 食料を得る権利

飢餓・栄養不良との闘いは道徳的義務または政策的選択と考えられがちだ。これは間違ってはいないが、そのアプローチでは、飢餓と栄養不良への取り組みが法的拘束力のある人権上の義務でもあるという、重要な側面が陰に隠れてしまう。

食料を得る権利は、1948年の世界人権宣言（UDHR）において、十分な生活水準を保持する権利の一部として認められている[59]。また、1966 年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）にも含まれている[60]。規約第11条（1）に従い、締約国は「すべての者が、十分な食料、衣類及び住居を含む自己及びその家族のための十分な生活水準並びに生活状況の継続的向上に対する権利を有する」ことを認め、同条（2）では、

「飢餓と栄養不良から解放される基本的な権利[61]」

を確保するために、当面の緊急措置が一層必要とされる場合があると認めている。根本的に、飢餓と栄養不良の問題の根源は、食料の不足ではなく、主に貧困のために世界人口の大部分が必要な食料を入手できないことにある。

他の人権に関する義務と同様に、十分な食料を得る権利には、尊重・保護・履行の義務が課せられている。現に存在する食料の入手を妨げることをすれば、いかなる場合も、尊重の義務に違反することになる[62]。

保護の義務は、個人およびその他の非国家主体による権利侵害で個人が十分な食料を入手する手段を奪われることを、国家が阻止し、そうした違反に取り組むことを国家に求めている[63]。

履行の義務は、女の子に対する差別に取り組む上で重要な役割を担うものだが、「人々の資源へのアクセスと活用の強化を目的とする活動に積極的に取り組む」義務を国家に課す[64]。

災害の被災者をはじめ、個人が十分な食料を得る権利を享受できない場合、国家はその権利を直接的に履行（提供）する義務がある[65]。

**食料支援を行うために紛争地域などに入る人道的アクセスが妨害されることはあってはならない。被災者への支援は、迅速かつ安全に行われ、妨げられてはならない。**

この規約に定められたすべての権利は、漸進的に実現・達成されることを目指しているが、一部中心となる義務には、わずかながらすぐに効果が現れるものもある。

たとえば、国家は、人種、皮膚の色、性、言語、年齢、宗教、政治的見解またはその他の意見、国籍または階層、財産、出生またはその他の地位に基づく、食料へのアクセスおよびその調達のための手段と資格に対するいかなる差別もなくすよう求められている。また、国家は、食料を得る権利の履行を妨げるような措置を故意にとることを禁止されている[66]。

また、飢餓から解放される権利と生きる権利は、密接な関係にあることを認識することも重要である。前者の侵害は後者の侵害につながる可能性があるからだ。食料を得る権利を規定する法律を持つ国は増加傾向にある。

**30カ国近くが食料を得る権利を憲法に明記している[67]。**

2022年に食料不安が「緊急事態」のレベルにある38カ国[68]のうち、憲法に明記されているのは、コンゴ民主共和国、ホンジュラス、ケニア、ニジェールだけであることは注目に値する。食料を得る権利を憲法上明確に規定する条文を盛り込む法的な動機は様々だ。

特に、他の法律との間に矛盾が生じた場合は、憲法上の規定が優先されるため、憲法に明記することは最高レベルの保護になる。また、法律化することで、国の義務やその違反が容易に特定できるようになる。

たとえば、国の政策が食料を得る権利に関して女の子や女性を差別している場合、訴えを起こした者は侵害に対して、国内の、そしてそのような国内での機会がない場合には国際的な、救済を受けることができる。

憲法を含めた法律で食料を得る権利を明確に規定すれば、たとえば、食料を得る権利を生きる権利、あるいは十分な生活水準を保つ権利に基づいて解釈するなど、「派生的に生じる権利」の分析は不要になる。重要なのは、緊急事態の状況下で、食料を得る権利を守る国家の義務を明確に示すことなのだ。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）には、第4条に「国民の生命を脅かす公の緊急時」には、規定の一部を適用外にできるという規定がある。このような逸脱は「公式に宣言」されなければならず、真に必要とされる範囲内で行い、また差別を伴うものであってはならない。

この法律に組み込まれた保護条項には、国家の緊急時に国家が権力を乱用するのを防止する目的がある。しかし、ICESCRには同様の規定がない。

ICESCRを監視する委員会は、ICESCRは紛争時や一般緊急時にも適用され、締約国は同規約に定められた各権利の少なくとも最低限の必須レベルを確実に満たす義務を負うと述べている69。

たとえば、栄養的に十分かつ安全で最低限必要な食料を入手するアクセスの確保、すべての人を飢餓から確実に開放する義務、あるいは施設、物品、サービスに差別なくアクセスできる権利を確保する義務について、緊急事態や武力紛争時を含めて、適用が制限されることはない[70]。

*家屋に保管されているトウモロコシの芯 /グアテマラ*

© Plan International

# 女の子の権利と飢餓

**食料や土地、水の確保にジェンダーの影響がないわけではなく、**災害や食料不足の際に女の子と女性の方が栄養不足や栄養不良に陥りやすいというエビデンスがある。

また、多くの社会で食べ物の栽培と準備、燃料と水の収集を主に担うことが多い女の子と女性は、**入手できる利用可能な水や燃料源が不足すると、**時間的あるいは肉体的な負荷が高くなることや、気候の影響を受ける資源の不足が生むストレスや暴力のリスクに一層さらされるため、偏った影響を受けることもわかっている[71]。

力関係や資源の使い方で女性が差別されることが、家庭やコミュニティ、市場、そして国といったあらゆる組織における差別につながる。家族で食料など資源を分けあうときにも女の子と女性たちが差別される場合があり、これが女の子と女性の高い栄養不良率、死亡率につながることもある。

女の子と女性は社会的・経済的地位が低いだけでなく、生理的に必要な栄養があるため、栄養上の問題に抵抗力がないことも多い[72]。

食料生産、食事の準備、育児に関して、女の子と女性が家庭内で担う役割を考えると、資源へのアクセスと使い方に存在するジェンダー不平等は、乏しい資源が適切に分配されず、医療費の増加や生産性の低下につながり、健全な成長を妨げる可能性が十分ある。

## 女の子と女性の栄養への投資は、家庭の栄養とその国全体の人間開発能力の向上に大きな利益をもたらす[73]。

差別的な法律や社会規範を背景に、女の子と女性は良い土地を保有できないことが多く、質の低い農地だったり、洪水やその他気候関連の影響を受けやすい傾向がある。そのうえ、新しい土地には男性が先に移り住むことが多いため、女性たちは事実上干ばつ被災地を耕し、生活する役目をさらに担わされるようになる。だが、彼女らにこうした土地に対する正当で、あるいは社会的に認められた権限はなく、土地を変動する気候に適応させることはできない[74]。

*自宅で料理をする女の子/グアテマラ*

© Plan International

また、食料品の価格に生じる気候関連の影響も、女の子と女性たちに間接的に、そして偏って及んでいる[75]。

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）の規定は、適宜、女の子にも適用されるが、子どもの権利にかかわる文書は、子どもの権利条約（CRC）が中心になる。**CRCは、子どもが食料を要求する倫理上の権利を、食料に対する法的権利へと変化させた。**CRCのいくつかの条文は、食料と栄養に対する子どもの権利に直接言及している。

第24条は、「締約国は、到達し得る最高の健康水準を享受する子どもの権利を認める.....締約国は、この権利の完全な履行を遂行し、特に、栄養のある食料を十分に提供することなどによって疾病および栄養不良と闘うための適切な措置を講じなくてはならない」と規定している。第27条3項は、「締約国は、...必要がある場合には、特に栄養、衣服及び住居に関する物質的な支援及び支援プログラムを提供する」ことを義務づけている。

子どもの最善の利益、差別の禁止、生命・生存・発達への権利、子どもの参加など、他の多くの規定は飢餓の状況下にある女の子の権利につながるものだ。たとえば、CRC委員会は「国家がせめぎあう予算配分と支出の優先度を比較評価する際、子どもの最善の利益を優先することを義務とすることがきわめて重要だ」と強調している[76]。

この点で、国家は「予算上の意思決定において子どもの最善の利益がどのように反映されたか、他の考慮事項に対してどのような比較検討が行われたかを含めて示す」ことが要求されている[77]。

法律やプログラムの見直しだけでなく「予算のある部分を増やしたり、優先度を変えることで」[78]子どもたちの間の不平等に取り組む義務は、CRCから生まれる義務の一つである。

にここで注目すべきは、（子どもの家族または養育者が子どもを十分に養育できない、あるいは養育する意思がない場合）、CRCに列挙された権利を保障する義務は第一に国家にあることを、第2条1項でさらに確認している点である。さらに、第5条およびその他の規定は、食料を得る権利の実現のための国際的な援助と協力の必要性を明示している。概評第5号は、国家はCRCを国内で履行する責任を負うだけでなく、国際協力を通じてその世界的な履行を支援する責任も負うという事実を改めて示している[79]。

飢餓（および現在の食料危機）の文脈で女の子の権利を分析するとき、ジェンダーの視点から考えるべき論点が多くある。たとえば、女の子の飢餓と食料不安のうち、どの程度が生命・生存・発達の問題ではなく健康だけの問題なのか、女の子たちに食料を与えないことがどの程度「女性の権利」ではなく「子どもの権利」の侵害に当たるのかなどである。

こうした分析を通して、女の子の食料を得る権利の侵害の現実とともに、その権利についてどんな法的見解が社会に浸透している可能性があるかを明らかにする必要がある。

さらに、子どもの飢餓、特に女の子の飢餓の予防と対策に関して、「最善の利益」の役割はどうあるべきだろうか。この点で、差別をしないことの役割はどうあるべきなのだろうか。

また、飢餓の状況下で女の子の権利に影響を与える活動をする非国家主体が多数いることを考えると、そうした主体が負う子どもの権利の義務とは何なのか。細分化されたデータは、飢餓の文脈における女の子の権利を理解し、予防し、対処するための重要な要素であるため、留意する必要がある。

# 子どもへの暴力を含む保護の問題

食料不足の中で、家族が生きるために苦渋の決断をすることが多くなると、すでにある子どもの保護の問題やGBVのリスクがより深刻化し、広まる。

## 食料危機の際、女の子は人身取引や早すぎる結婚など暴力のリスクに一層さらされるようになる。

女の子たちが性的搾取を受けるリスクが高まる一方で、女性たちは売春や性交渉を強いられることが多く、アフリカ農村部の干ばつ地帯ではHIV感染拡大の要因になっている[80]。

COVID-19やエボラ出血熱の発生に伴う学校の閉鎖によって、これらのリスクは高まっている。上述のように紛争と食料危機との直接的な関連性を考えると、子どもの権利に対する6つの重大な侵害のうち、特に性暴力と誘拐は、女の子に偏った影響を与えていることに留意することが重要である[81]。両親が家計のやりくりや家族全員を養うのに必死な食料不安の際に、強制された早すぎる結婚と婚姻（CEFMU）は増加しうるというエビデンスは増えている。

今日、アフリカの角(注：アフリカ大陸東端の半島)の全域で、人びとは生き延びるための絶望的な選択を迫られている。親や養育者が、他の家族を養うための足しにするために持参金目的で、あるいは食いぶちを一つ減らすため、あるいは娘をできれば裕福な家庭に嫁がせたいとの思いから、女の子を結婚させるケースが増えている[82]。

アフリカの角では、過去40年で最も深刻な干ばつで住民たちは追い詰められ、まだ12歳の女の子たちがCEFMUや女性性器切除（FGM）を強制される事例が驚くべきスピードで増えている[83]。

安全な水のような生活必需品を手に入れるのが困難な状況も、特に女の子や女性にとって安全上のリスクを高める要因となっている[84]。

アフリカの角で、干ばつの被災地域の女性や女の子は、水や薪などの最低限の資源を得るために長い距離を歩かなければならず、性暴力を受けるリスクにさらされている。

## ケニアでは、女の子や女性はこれまでの3倍以上の距離を歩いており、場所によっては18マイル(約29km)を超える[85]。

ある調査で、サハラ以南のアフリカ19カ国（いくつかの国は紛争下にある）で干ばつの状況と暴力の関係を調べたところ、干ばつは女の子と女性の身体的・性的虐待のリスクに関係することがわかった[86]。

暴力のリスクは干ばつの深刻度に応じて高まり、深刻な干ばつは干ばつのない環境と比較して身体的暴力の報告を15%、性的暴力の報告を29%増加させた[87]。

エビデンスの大半は高所得層から得たものではあるが、食料不安が交際中の男性による家庭内暴力を誘発する要因になっていることもわかった。

2019 年に南アフリカで実施された調査では、直近に食料不安を経験した世帯に住む男性は、食料不安を経験しなかった世帯に比べ、親密なパートナーに継続的な暴力を行う率が2倍であることがわかった[88]。

*干ばつで干上がりひび割れた池*
*／ソマリア*

© Plan International

妊娠中は経済的依存度が高まり、妊娠中の女の子と女性が食料不安に陥ると、特にGBVを受けやすく、女性たちは仕事や家、パートナーを失う可能性が高まることが各調査で示されている[89]。

また、食料不安は、義理の家族やきょうだいからの暴力など、女の子や女性たちが他の形で家族から暴力を受けることにもつながる。

たとえば、アフガニスタンで無作為で行われた調査では、家庭の食料不安や食料のためにお金を借りなければならない状況が、義母や実のきょうだい、義理のきょうだいからの身体的暴力につながることがわかった[90]。

さらに、相互の関連性ははっきりしない場合が多いが、ベニン、トーゴ、フィリピンの女の子たちの状況から、食料不足が心の健康にどのような影響を与えるかは明らかだ[91]。災害の状況下で行われた複数の調査で、非国家主体による搾取や虐待に対する女の子と女性の脆弱性が高まっていることがわかった。

中央アフリカ共和国では国連平和維持軍が、いくつかのケースでは食料と引き換えに、女の子たちに性的搾取と虐待を行ったとの告発が続いているのは、その一例だ[92]。

食料危機の状況下で子どもに対する暴力を防止・対処するためには、対象を定めて、権利に基づく取り組みを複合的に行う必要がある。

女の子に十分配慮した法律や政策の改革と実施を求める提言、子どもに対する暴力事例を追跡するための行政のデータ収集システムへの投資、緊急事態下でのGBVを防止・対応するプログラムの実施、思春期にやさしい性と生殖の健康と権利に関するサービスの実施、そして国家主体のみならず非国家主体と個人による権利侵害に対する救済措置の実施、これらすべてがきわめて重要である。

コミュニティ・スクールで学ぶ女の子/トーゴ

© Plan International

# 女の子の教育

食料不安は、女の子の身体的成長と健康だけでなく、知的発達、学校の出席、学業成績にまで影響を及ぼす。

家庭で与えられる食料が少ないことと、それが女の子の教育や学校での学習に与える影響との関連は、多くの家庭にとって重要な問題である[93]。

また、エチオピアで行われた調査では、食料不安に陥ると、女の子は男の子より学校を休みがちになることがわかった。

このことは、女の子の教育の価値を低く見るコミュニティの社会規範と関係がある可能性があり、資源がひっ迫してくればそうした傾向が強まる恐れがあることを示している。したがって、食料不安のある家庭では、女の子はそのために中途退学させられ、家事を手伝ったり、結婚させられたりすることが多い[94]。

**食料を得る権利について調査した元国連特別報告官によると、女性の教育は食料確保を「決定づける何よりも重要な要素」である[95]。**

1970～95年の期間に低所得国を対象に全国規模で行われた調査では、飢餓の減少のうち43%は女性の教育の進展に起因するものであることが明らかになった。

さらに、12%は女性の平均寿命の延びによるものであり、この25年間で飢餓の減少の計55%が女性を取り巻く社会環境の向上によるものだった[96]。

教育へのアクセス不足は、女の子の長期的なウェルビーイング（幸せ）と将来の可能性を損なうものであり、12年間の教育を修了していない女の子の生涯生産性・収益の損失は15兆USドルから30兆USドルに上るというエビデンスがある。

中等教育を修了した女性は、教育を受けていない女性の平均して2倍の収入を得ているが、初等教育修了で得られる利益ははるかに少ない[97]。教育がないことは、将来の世代にも影響を及ぼす。ある調査は、南アジアでは教育のない母親と低身長の母親が、成長阻害の子どもを持つ可能性が最も高く[98]、南アジアに今も続く栄養不足の一因として、ジェンダー不平等があることを示唆している[99]。

南アジアの女性が置かれたさまざまな不利な状況が、本人だけでなく、その子どもたちにも食料不安・栄養不安をもたらすことが示されている[100]。逆に、1970～95年までの20年以上の間に低所得国における子どもの栄養不良が大幅に減少し、少なくともその50%は女性の教育と社会的地位の向上が直接関係しているというエビデンスもある[101]。

食料危機時も含め、権利の視点で教育に取り組むには、さまざまな活動を行う必要がある。

たとえば、危機の最中でも教育を「必要不可欠なサービス」と考えることが重要である。学校給食プログラムが保健・栄養プログラムに組み込まれれば、人々の暮らしとコミュニティを変えることができる[102]。

学校給食は食料を学校に販売する地元の農家と市場を支え、コミュニティの回復力を高め、地元に雇用を創出し、健康増進とあらゆる形の栄養不良対策につながる。そして、子どもたち、特に女の子が学校に通うようになり、彼らの学びを支えることができる[103]。

中には、紛争と社会不安で何百校もの学校が機能不全に陥っていたところにCOVID-19による学校の閉鎖が重なり、学校給食プログラムと困窮家庭への食料・現金給付を現在中断しているところもある。しかし、学校給食の取り組みは、子どもたちの栄養状態を改善し、家庭の食料確保を支えるだけでなく、特に思春期の女の子たちの就学率、成績、出席率の向上にも役立つ[104]。

**学校給食は、女の子が学校に通い、学ぶ力を高め、卒業する後押しとなり、それによって早すぎる結婚、早すぎる妊娠、GBVのリスクが軽減することで社会的性差の解消を積極的にすすめることができることが、調査で示されている。**

中低所得国では、学校給食に1ドル投資するごとに、女性の小規模農家の増加や給食準備のための雇用創出など、9ドルの社会的利益が生まれる。そして、教育を受けた健康な子どもたちは、生産力の高い大人へと成長する[105]。

チャドやニジェールなど多くの国で示されているように、奨励金や栄養価の高い学校給食の提供は、特に女の子たちの学校教育を妨げる障害に取り組む上で役立つ[106]。性と生殖の健康と権利に関するサービス、GBVに対処するサービス、男の子と女の子両方の能力を高める指導など、状況に応じた支援が行われれば、大きな効果を上げることができる[107]。

*小学校で調理中の食事/ケニア*

© Plan International

# 水を得る権利

飢餓と栄養不良の両方を防ぐためには、清潔な飲料水が不可欠である。十分な食料がある場合でも、水を媒介とする病気にかかると必要不可欠な栄養素を身体が吸収・利用できなくなることが多く、一日に何千人もの子どもが命を落とす原因になっている[108]。

SDG6「すべて人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する」は、とりわけ「すべての人に安全で安価な飲料水への普遍的かつ公平なアクセス」を達成することを目標としている[109]。

食料と水が切り離せないことは、国際的な人権の枠組みでも認識されている。水を得る権利は、「人間の尊厳のある生活を営むために不可欠」であり、「他の人権を実現するための前提条件」であるとされている[110]。

CEDAWは締約国に対し、「…男性と女性が平等であることに基づき、農村部の女性が地域開発に参加し、そのメリットを確実に得られるよう、農村部の女性に対する差別を撤廃するあらゆる適切な措置をとること、特に、かかる女性に対し、…(h)特に…水の供給に関連して…適切な生活環境を享受する権利を確保すること」を義務づけている[111]。

同様に、CRCは、「十分な栄養のある食物と清潔な飲料水の提供を通じて、疾病と栄養不良と闘うこと…」[112]を国家に義務づけている。

この義務の直前に、「(a)乳児と子どもの死亡率を下げるために適切な措置を講じる」という義務が記されていることは注目に値する[113]。

2010年7月の国連総会決議で、水と衛生に対する権利が初めて正式に認められたが、この決議は、その権利が法的拘束力のある義務を伴うことを認めてはいるが、明記していないという議論を起こした[114]。

この問題は、2010年9月に人権理事会が、水を得る権利が法的拘束力を持つことを再確認し、「安全な飲料水へのアクセスに関する人権上の義務を完全に実現するために漸進的に達成する…」よう各国に求め、解決した[115]。

この決議で定められた義務には、平等と非差別の原則の尊重[116]、サービス提供の影響評価に人権を組み込むこと[117]、人権侵害を効果的に是正するための説明責任の仕組みを作ること[118]などが含まれている。

水を得る権利を守る際に、「漸進的実現」と言う表現が使われているが、「いかなる差別もなく権利が行使される」ことを保障することと「水を得る権利の完全な実現に向けて、目標を定めて計画的で具体的な」措置を講ずる義務は、即時履行されるものに含まれている[119]。

## 飢餓危機の中で、これらの義務はどのような意味を持つのだろうか。

第一に、水不足の影響はジェンダーによって異なることを認識する必要がある。女の子と女性は水に起因する疾患にかかりやすいが、これは家で使う水をくむ役割や家事の責任が女の子に偏っていることにも関係がある[120]。

水資源の減少は、女の子と女性が担う労働を増加させる原因にもなりうる。その良い例が、1997/98年にペルーで発生したエルニーニョ現象で、水資源の減少により女性の栄養不良を引き起こした[121]。

さらに、災害後に水へのアクセスが確保されると性暴力のリスクの軽減につながることが確認されており、緊急対応において女の子と女性の特別なニーズに一層配慮する必要性が強調されている[122]。

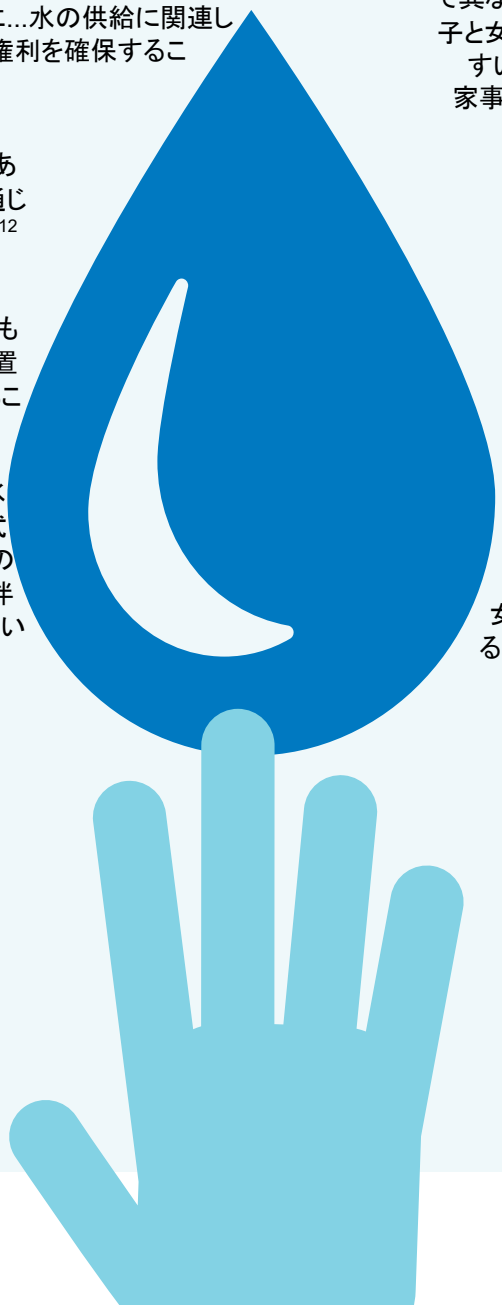

# 持続可能な開発目標と飢餓：役目を終えられるか。

「極度の貧困と飢餓の撲滅」を目指したミレニアム開発目標（MDGs）の目標1には、「1990～2015年の間に、飢餓に苦しむ人々の割合を半減させる」という目標が含まれていた。この目標やその他の割合に基づく目標は、国家の人権義務に準拠していないとして批判された[123]。

たとえば、ICESCR に基づいて、締約国には「すべての人が飢餓から解放される基本的な権利」を認める義務があるという強い主張がなされた[124]。

*歩いて通学する女の子/タンザニア*

© Plan International

幸いにも、SDGsの下では、国際人権法との関連性がずっと明確になっている。たとえば、ICESCR は「2030アジェンダの基礎となる柱」と言われている[125]。

SDGsとICESCRの共通の目的は、すべての人を貧困と飢餓から救い出すために協調して取り組むことである。

「飢餓ゼロ」に関するSDG2には、飢餓と栄養不良の解消、持続可能で回復力のある食料生産の向上、農業生産の向上に関するターゲットが含まれている。また、SDG2も、国際人権（国際社会においてすべての国家が守るべき基準としての人権）を強い根拠としている[126]。

SDG2にはほかのいくつかの目標と重要な関連性があるにもかかわらず、国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF)における自発的国別レビュー（VNR）では、（SDGsの目標ごとに進捗が評価されており）そうした関連性ができているとは言えない状態だ。

目標2に向けた進捗状況（またはその欠如）は、権利とジェンダーに配慮した方法で監視していく必要がある[128]。

「食料支援に関するプログラムの概念化、実施、および監視は、ジェンダーに配慮できているか」「特に女の子のような弱い立場に置かれた人々の、そうしたサービスの提供における権利侵害に対する説明責任（救済を含む）についてどのような仕組みが利用できるか」などの疑問が取り上げられるべきであろう。

仕事をやり遂げ、世界をむしばむ多くの苦しみを統計上ゼロにすることを目的に、MDGsからSDGsに継承されたと言われている。

**だが、全人口の約11%（8億人超）が飢餓の影響を受け、「毎年飢餓で死亡する人の数は、マラリア・結核・エイズの合計死者数より多い」と言われる世界[129]で、「2030年までに飢餓と栄養不良のない世界を実現する」という目標は、決定的な緊急対策がとられない限り、遠のくとみられることも指摘しなくてはならない。**

# 子どもの権利を守る義務としての飢餓に関する分類別データの収集

データにはさまざまな点で欠落した部分がかなりあるため、問題を抱える国々の全体像を伝えることはできない。これが、食料危機の状況下で非常に深刻な食料不安に直面している人数が世界全体で実際は推定値よりも高い可能性があると考えられる理由の一つである。

さらに、急性食料不安に関する統一した見解と比較可能なデータがないことで、注目される危機に偏りが生じる恐れがある[130]。

そのうえ、子どもの権利基準の履行状況の監視やMDGsの達成に向けた対策の追跡調査を通して、「国の平均」を中心に行われるデータ収集では、平均の背後にある格差から目をそらすことになるという厳しい教訓を得ている。飢餓の問題では、地域内や地域間、さらには国家間に広がる格差が、国の平均値の陰に隠れてしまう。

さらに、女の子と飢餓に直接関係することだが、世界平均や国の平均で目標が達成されたとしても、最も不利で弱い立場に置かれた子どもたちは取り残されていることが少なくない。

子どもの権利委員会と女性差別撤廃委員会が、性別・年齢別でデータを収集する国家の義務を重視しているのは、当然のことである。

CRCが「扱うのは平均値や総数ではない。CRCに列挙・説明されている権利は、子どもたちの生まれ落ちた場所や状況にかかわらず、人類のすべての子どもに適用される」と、ユニセフの報告書にも明確に示されている[131]。

*食事を分け合う家族/ブルキナファソ*

© Plan International

当然ながら、危機の最中にデータを収集することは困難な作業である。

**飢餓に関する性別・年齢別データは、実際に政策、プログラム、法律に情報を提供する上で重要であるにもかかわらず、その量は限られており、存在しないことさえあり、飢餓危機の影響を軽減する上で大きな妨げになっている。**

飢餓に関する性別・年齢別データは、実際に政策、プログラム、法律に情報を提供する上で重要であるにもかかわらず、その量は限られており、存在しないことさえあり、飢餓危機の影響を軽減する上で大きな妨げになっている。

性別・年齢別指標の場合に問題となるのは、国（国際的関係団体も含む）の統計局が食料支援・サービスに関する世帯ごとのデータしか収集していないことである。

つまり、プログラムやサービスは世帯ごとに、すべての世帯員が必要としている、あるいは受けていると見なされ、すべての世帯員が（たとえば小麦をキログラム単位で）同じ量を受け取ったと報告される。こうした場合、性別・年齢別データを集計するのは困難で、世帯内でだれがプログラムの直接の受益者であるかを立証するのは容易ではない[133]。

性別・年齢別データの収集は、世帯別調査データだけで行うべきか、それとも行政のプログラムデータまで含むべきか、といった問題も生まれるかもしれない。

サービス提供者（政府、国連機関、人道支援団体、その他の国際機関、CSO、NGO、その他活動に従事する者）は、飢餓と関連する食料危機という文脈のなかで直接の受益者がだれなのかという情報を得るために性別のデータが自動的に出るように世帯別データ・プロセスを抜本的に見直すことも検討するべきである。

ここでの目的は、ジェンダー別ニーズや食料危機に関する取り組みが女の子に与える影響を意思決定者がもっと理解できるようにその能力を強化することにあるはずだが、受益者の性別や食料支援以外のサービス（GBVやその他のニーズへの対応など）が女の子に必要かどうかなど、重要なプログラム要素を把握する行政のデータ収集ツールが担う役割について考えることも重要である。

*たらいを運ぶ女の子*
*/ブルキナファソ*

© Plan International

この点について、模範となる事例がいくつかある。たとえば、子どもとともに活動するフィリピンの各組織は、国レベルおよび一部の地方自治体において、災害後の分類別データが足りないことを把握した。

このデータ収集には報告用テンプレートがあるにもかかわらず、多くの地方自治体がデータを収集していなかったと報告されている[134]。緊急事態における子どもに関する新しい法律（R.A10821、第9項）の一環として、年齢・ジェンダー・民族・特別なニーズといった分類別にデータを収集することが、災害後関連する全地方自治体当局と政府に義務付けられたことは、前向きな展開だといえる[135]。

# 社会的保護を受ける権利

社会保障と社会保険を受ける権利に焦点を当てたCRCの第26条は、国家に次のことを義務付けている。

「…社会保険を含む社会保障の支援を受ける権利をすべての子どもに認め…[136]、

『国内法に従ってこの権利の完全な実現を達成する』」[137]。

十分な生活水準に関する第27条は、「締約国は、国情に従い、かつ、その能力の範囲内で、親その他子どもに対する責任を担う者がこの権利を実現するための支援を行ううえで適切な措置をとり、必要がある場合には、特に栄養、衣類及び住居に関する物質的支援及び支援プログラムを行う」ことを義務づけている[138]。

社会的保護も、SDGsの169のターゲットのうち4つで取り上げられており[139]、「誰一人取り残さない」という横断的な目標に真剣に取り組むのであれば、社会的保護にはもっと注意が向けられるべきだという議論がある。

貧困生活を送る人々を困窮から守り、病気や失業などの個人のリスク同様に、局地的な干ばつや洪水、商品価格の急激な変動などの外的ショックに対する脆弱性を軽減する上で、社会保護プログラムが重要な役割を担っていることは十分裏付けられている[140]。

すべての国民の基本所得を保護して生活に欠かせないサービスを利用できるようにすることで社会的保護を受ける権利を実現する必要性については[141]、検討が続けられている段階だが、これは、特に女の子と女性の飢餓を解決する可能性をはらんでいる。

COVID-19のパンデミックを受けて、被害を緩和するために208の地域で1400を超える社会保護措置が導入された[142]。残念ながら、こうした対策の多くは、たとえば、学校の閉鎖や保健ケア部門の逼迫時に女性が負う大きな負担を認めていないなど、ジェンダーに配慮していないとされている[143]。上記の通り、COVID 19とは別に、女の子と女性の食料確保には、気候変動と紛争による偏った悪影響が及んでいる恐れもある。

こうしたなか、現状では世界の子どもの4人に3人が社会的保護の支援を受けておらず、出産後現金による出産給付金を受け取った女性は約45%にすぎない[144]。さらに、現在の食料危機の影響を受けている子どもの大半は、ILOが国による法定現金給付 がないとする67カ国のいずれかに住んでいる[145]。子どもに社会的保護を提供する義務は、国の状況とその能力とともに「その子どもが持つ資源と状況」によっても左右される。この規定とCRC第4条を合わせて読むと、そうした国の能力には、国際協力を積極的に追求する義務も含まれることが確認できる。

子どもに社会的保護を提供すべきだという子どもの権利に関する意見とは別に、社会的保護が倫理的・経済的に強く求められる場合がある。

それは、身体と心理、こころと知性が複雑に絡み合う子どもの成長には社会的保護で満たすことのできる特別なニーズがある、ということだ。

たとえば、飢饉や栄養不良の場合、子どもの（身長の）成長阻害は体重とは違って栄養が改善されても取り戻すことができず、それは、鉄分・ヨード不足の子どもが学校の成績が良くない場合も同じだ。国内の資源が不足し、国が国民の社会的権利に優先順位をつけざるを得ない状況では[146]、子どもたち、特に飢餓のリスクにさらされた子ども特有の脆弱性のなかに、子どもたちを優先しなくてはならない確固たる根拠になりうるものがある。

# 国際協力

国際人道・開発協力は、現在の食料危機の予防と対応において、独自の役割を担っている。実際、飢饉に見舞われた国は、自国だけでは被災者のニーズに応えられない場合が多いことがその理由である。

2018年の報告書では、世界の栄養不良人口の増加は、国際協力の不足で食料政策の改革が失敗したことが原因とされている[147]。

たとえば、アフリカ諸国は、地域の食料不安の軽減に向けて協力する必要があった:「行動と結果に対する相互説明責任」というマラボ宣言の公約のもと、アフリカの指導者たちは、2025年までに飢餓を終わらせ、成長阻害を10%に、低体重児を5%に減らすことを約束した[148]。

国連レベルでは、食料安全保障クラスター(FSC)は、国連機関間常設委員会(IASC)クラスター・システムの11の機能別クラスターのひとつで、災害時の人道支援と緊急支援の調整に当たっている[149]。このクラスターは、国連の世界食糧計画(WFP)と食糧農業機関(FAO)が議長を務めている[150]。

こうして共同でリーダー役を務めることで、長期的な農業の安定と安全が緊急食料支援と同じように重視されることが保証される。

世界のいくつかの低所得国では、食料不安に陥ると国際協力・支援に頼らざるを得ない。たとえば、2017年、ソマリアは、ソマリア緊急干ばつ対応・復興プロジェクト(SEDRP)に支援を求め、干ばつ対応のために5000万USドルのIDA危機対応窓口(CRW)助成金を利用した[151]。

CRCはまた、「必要な場合には、国際協力の枠内で」規定を実施することを想定している[152]。これは、二国間、地域間、または多国間協力を含むさまざまな形態をとりうる。CRCを履行するために財政的、技術的資源を必要とする被支援国の側では、子どもの権利の実現のために適切な国際協力を求めるためのあらゆる努力をしていることを示すことがきわめて重要である。国際協力に関わるすべての関係者の政治的意志が重要である。

食料危機の状況と関連するが、CRC 委員会の重要な勧告の一つに、「締約国は、国際機関のメンバーとして開発協力に従事する際、および国際協定に署名する際は、条約および選択議定書に基づいて義務を遵守しなくてはならない」[153]というものがある。

こうした言質が、子どもたち、特に最も弱い立場に置かれた子どもたちに悪影響を及ぼすことがあってはならない[154]。

たとえば、2009年にCRC委員会は、スウェーデンが国内総生産の0.7%超を政府開発援助に割り当てていることを評価しつつも、締約国はその国際協力活動に関して子どもの影響評価を実施しなくてはならないと勧告した[155]。

*両手で地球を持つ女の子たち /ウガンダ*

© Plan International

# 人道的アクセスの阻止を含む戦争の武器としての長期的な飢餓

世界は、これまで飢餓が戦争の武器として使われる例を何度となく見てきた。1967～70年にかけてのビアフラ飢饉、1984～98年にかけての第二次スーダン内戦下で発生した計4回の飢饉など比較的古い例から、シリア、イエメン、スーダンにおける最近の紛争などが挙げられる。

## 2018年5月、国連安全保障理事会において初めて、紛争地における飢餓の防止に関する重要な決議が採択された。

注目すべきは、決議2417号が全会一致で採択されたことである。同決議は、すべての当事国に対し、飢餓を戦争の手段として用いず、安全かつタイムリーに民間人への人道的アクセスを許可するよう求め、「戦争の方法として民間人の飢餓を用いることは戦争犯罪になり得る」ことを強調した[156]。

紛争と飢餓のつながりを断ち、食料安全保障と平和をともに前進させうる戦略のひとつとして、政治レベルで紛争に対処し、戦争の武器として飢餓を利用する者に対して罰則を含む法的措置をとることが提言されている[157]。人道的アクセスを途絶する、あるいは不法に利用する例が増加しているという[158]。

子どもと武力紛争に関する2022年の年次報告書には、2021年にアフガニスタン、中央アフリカ共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、リビア、マリ、ミャンマー、ソマリア、南スーダン、スーダン、シリアといった国々で人道的アクセスを阻止した事例が3945件記録されており、給水施設の破壊も行われている[159]。子どもに対する人道的アクセスを遮断することで、飢餓から解放される権利や生きる権利など、いくつかの基本的人権を侵害する可能性がある。飢餓に直面し、生きるために苦渋の決断をせざるを得ない女の子たちのもとに、たとえば、必要な性と生殖に関する保健・医療支援を届けることができなければ、女の子に偏った影響が及ぶ恐れがある。

*木からマンゴーの実を摘む女の子/ザンビア*

© Plan International

まれではあるが、人道的アクセスに関する子ども保護規定が、国連の仲介による紛争当事国との協定に盛り込まれた例もいくつかある。

これには、国連のライフライン・スーダン活動とさまざまな非国家武装集団との間に締結された基本原則に基づく合意（1995/1996年）、国連とスーダンの正義と平等運動（JEM）との間で2010年に締結された合意に関する覚書(MOU)、国連と南スーダン政府との間で合意に達した2020アクションプランなどが含まれる[160]。

また、中央アフリカ共和国の平和と和解のための政治的合意（2019年2月6日）や南スーダン共和国の紛争解決に関する合意（2015年8月17日）などの和平協定には、人道援助と支援の提供を途絶あるいは阻止することを禁止する条項が含まれており、これらも好例といえる[161]。これまで、和平合意にジェンダーが含まれた例はほとんどが性的虐待と暴力に焦点を置いたものだった[162]。人道的アクセスを断つことが、たとえば食料に関して、女の子に偏った悪影響を及ぼすことは当然認識されるべきである。

# 結論

**飢餓は、「あらゆる深刻な人権侵害のなかでも、間違いなく最も非情で最も広範囲に及ぶものだ」と言われている。食料不安と飢餓は、子どもたち、特に女の子たちに偏った影響を及ぼしている。**

食料を得る権利は、国家やその他の義務保有者に、子どもの飢餓に取り組む拘束力のある義務を課す。地球規模の食料危機という文脈において、過去最も深刻なレベルで飢餓が広がり、先の見通しも厳しい中、権利に基づいたアプローチをとることで国際社会はさまざまな効果的な方法で対応力を強化し得る。本報告書は、飢餓と女の子の権利の関係性を明らかにするという目的のもと、飢餓が女の子の権利に与える影響と現在の飢餓危機対策で人権に基づいたアプローチをとる重要性について、特に女の子の権利とジェンダー平等にとってのメリットに焦点を当てて考察を行った。食料不安と飢餓は健康の権利にとどまらず、女の子の持つ多くの権利を侵している。

女の子に対する暴力と飢餓の関係は良く知られているが、飢餓は、女の子の知的発達、学校の出席、学業成績も脅かす。女性の教育が食料の確保を「決定づける最も重要な要素」であることは裏付けられているが、飢餓をはじめとする危機のなかで女の子の教育の優先度がさらに下がり、教育におけるジェンダー・ギャップが一層深刻化する可能性がある。飢餓との闘いを道徳的義務や政策的選択と考える傾向があり、そうしたアプローチは間違ってはいないが、飢餓と栄養不良への取り組みは法的拘束力のある人権上の義務でもあるという重要な側面が陰に隠れてしまう。

本報告書は、飢餓への取り組みに対し、権利に基づいたアプローチの力、特に女の子にとってこのアプローチが持つ大きな意味について考察してきた。このアプローチにより、不平等、特に女の子の食料不安を悪化させるジェンダーに基づく差別への取り組みに重点が置かれる点、国家だけでなく非国家主体の責任も問える点、そして侵害に対して救済を提供できるというメリットが加わる。

本報告書は、食料危機の状況下で、特に女の子の食料不安を防止・対応するためには社会的保護を受ける権利が担う役割がきわめて重要であり、その重要性は高まっていることを浮き彫りにした。権利の議論とは別に、特に飢餓のリスクにさらされている人々への社会的保護措置の提供が、倫理的・経済的に強く求められる場合がある。さらに、人権の枠組みで認められている食料と水の不可分の関係を考えると、水を権利として認めることも、女の子の食料不安の防止・対応にきわめて重要である。

多くの場合、紛争が飢餓の主な原因となっているため、国際人権の枠組みに加えて、国際人道法で定められた義務にも基づくべきであることも認識されている。

しかし、こうした人権上の義務や2030年までに飢餓をゼロにするというSDGsの目標への取り組みにもかかわらず、いかなる場所でもすべての人の食料を得る権利を守るという目標の達成に向けた国際社会の歩みは、そのペースも真剣さもまったく足りていない。

*ソマリアでは、干ばつにより水が不足している。*

© Plan International

# 提言

*4歳の子どもを連れた女の子/エチオピア*

© Plan International

## 各国政府、意思決定者、国際・外交組織は、以下の取り組みを含む権利に基づく対応を確実に行い、急性食料不安の要因に早急に対処しなくてはならない。

**紛争下の飢餓ホットスポットにおいて、人道的アクセスを保障し、平和と安全を促進しながら、紛争と社会不安の根本原因に対処するための外交努力を強化すること。**影響を受ける人々、特に女の子と若い女性の権利を完全に保護し、人道支援者が支援を必要としている人々のもとに安全に到着するだけでなく、そこにとどまって支援できるようにするためには、すべての関係者による一致団結した取り組みが必要である。

**作物の意図的な破壊、民間人への人道的アクセスを途絶する違法行為、その他国際人権法および国際人道法に違反する同様の方法によって飢餓を戦争の武器として利用する者が負う説明責任と政治的代償を大きくすること。**国連安全保障理事会は、すべての紛争状態において戦争の方法として飢餓を使用することに対して集団的で有意義な取り組みを強化し、安全保障理事会決議2417の公約を遂行しなくてはならない。

過去から現在に至るまで最大の責任を負っている先進諸国は、**産業革命前と比較して温暖化を1.5度未満に抑えるために温室効果ガスの排出を早急に削減し、**排出量を削減する意思を継続的に高めていかなくてはならない。気候資金と地域主導の適応策において、人間を中心に置いた権利に基づくジェンダー・トランスフォーマティブなアプローチを強化すること。

## 国家は、飢餓のない生活を差別なく保障するために、人権上の義務を守らなくてはならない。

国連の人権メカニズム、特に人権条約機関と人権理事会は、**飢餓と食料危機の状況下にある女の子の権利を促進するため、その特定の権限の範囲内で一層重点的に取り組み、相乗効果を高め、連携を強める必要がある。**

これには、女の子の食料不安に関連する問題を提起し、ジェンダーに配慮した方法で子どもの食料不安を予防し、対処することを目的とした勧告を各国に行うことが含まれる。

国家は、**その管轄下にあるすべての者が飢餓から解放され、**可及的速やかに十分な食料を得る権利を享受できるよう、**利用可能な資源を最大限に活用して、特に経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約および子どもの権利に関する条約に定められた最低限の中核的義務を果たすべく、**必要なすべての措置を講じなくてはならない。

資源のひっ迫した状況や緊急事態下にあっても、特に弱い立場にある集団と個人のために十分な食料を得る権利が確実に実現されるように措置が講じられるべきであり、国家は食料または食料を得るための資源へのアクセスにジェンダー差別・年齢差別が生まれないようにする必要性に特に留意しなくてはならない。

人道的食料支援へのアクセスの妨害を含め、こうした最低限の中核的義務を果たさない場合は、国家は人権義務侵害を問われることになる。

国家は、**食料と水を得る権利を国内法制度において成文化し、可能であれば憲法に組み込むための措置を講じ、**十分な食料を得る権利を侵害された個人または集団が法的に有効な措置、またはその他の救済策を確実に受けられるようにする。国内オンブズマンと人権委員会は、食料を得る権利の侵害に取り組まなくてはならない。

食料不安の中で、非国家主体による権利侵害に対する女の子の脆弱性が高まっていることを考えると、**国家は、**NGOや民間セクターの主体を含む人道的活動に従事するすべての主体を対象とする、**権利に基づく、わかりやすい独立した強固な説明責任メカニズムを確立する義務がある。**

## 各国政府、資金提供者、国連機関、NGOを含む人道的活動の主体は、以下を含む権利に基づく対応を確実に行って世界的な飢餓危機に早急に対処しなくてはならない。

**飢饉のリスクを回避するための、対象を定めない柔軟な資金提供を早急に拡充し、**急性食料不安の状況下で生活する何百万もの人々の回復力を促進すること[164]。

子どもの権利条約および経済的、社会的および文化的権利に関する国際条約の締約国は、国際協力の重要な役割を認識し、必要な支援の明示を含む飢餓からの解放を確実にするために行動するという誓約に従わなければならない[165]。

**食料確保に関するデータを性別・年齢別で確実に把握すること**は、年齢とジェンダーに特有のニーズ、特に思春期の女の子のニーズを満たすために不可欠である。

安全で包括的なプログラムを設計するためには、子どもや思春期の若者の意見を聞いて、彼らの対処方法や好みを理解することが不可欠である。

**食料安全保障プログラムにおいては子どもの安全、社会的性差の解消、尊厳、ウェルビーイング（幸せ）を優先**して悪影響が及ばないようにし、子どもにやさしいフィードバックの仕組みを含む、権利に基づいたわかりやすい説明責任の仕組みを確立させる。その仕組みの下で、子どもと若者はジェンダーと年齢の視点に立ったインクルーシブで秘密厳守の安全な方法で情報を入手し、フィードバックを行い、人道的プログラムに影響を及ぼすことができる。

**ジェンダーの視点に立った子どもの保護、GBV、こころの健康に対する支援、母子保健の栄養（MNCHN）、食料・栄養プログラムに組み込まれた教育活動**の優先順位を上げ、それらに対する資金提供を増やすことで、子どもたち、特に女の子の緊急保護、健康、長期的なウェルビーイング（幸せ）が急性食料不安の状況下でも決して損なわれないようにすること。

**重要な学校給食プログラムに確実に資金を供給すること。**危機以前に学校に通っていなかった子どもたちを含め、最も幼い子どもたちや思春期の女の子たちに確実に届くよう、これらのプログラムを適応させること。

**各国政府をサポートし、**子どもや女性が世帯主の家庭、幼い子どものいる家庭、避難民など、最も影響を受けやすく立場の弱い住民のために、**ジェンダーの視点に立った無条件の社会保護と所得支援策を拡充し、**必要に応じて人道支援者らが国の対応を補完できるような環境を作ること。

たとえば、プログラムを通してどれだけ女性の能力を強化し、家計支出などの重要な決定に対する裁量を高められるか、GBVを生む恐れのある家計の圧迫と経済的不安をどれだけ軽減できるか、そして女の子の就学と出席の向上にどのようにつなげられるかなどを考慮したうえで、ジェンダー平等を促進する社会保護プログラムを設計する。

食事を分け合う家族
/ブルキナファソ

© Plan International

# 巻末資料


1 FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO, **'The State of Food Security and Nutrition in the World 2022. Repurposing food and agricultural policies to make healthy diets more affordable'**, 2022, https://doi. org/10.4060/cc0639en xiv で入手可能。

2 Global Network Against Food Crises and Food Security Information Network, **'2022 Global Report on Food Crises (GRFC): Joint analysis for better decisions'**, 2022, https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000138913/download/?_ga=2.33557217.1500800333.1662962003-844400342.1662962003 6 で入手可能。

3 Welt Hunger Hilfe and Concern Worldwide, **'Global Hunger Index: Hunger and food systems in conflict settings'**, 2021, https://www. globalhungerindex.org/pdf/en/2021.pdf 18 で入手可能。

4 FAO, **'2021 The State of the Food Security and Nutrition in the World'**, 2021, https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000130141/download/?_ga=2.245059205.1021965859.1651010933-1732468407.1648134346 で入手可能。

5 Action Against Hunger, **'World Hunger: Key facts and statistics 2022'**, 2022, https://www.actionagainsthunger.org/world-hunger-facts-statistics で入手可能。

6 Ibid.

7 UNICEF, **'Children, food and nutrition: Growing well in a changing world'** The State of the World's Children, 2019, 16.

8 Global Network Against Food Crises and Food Security Information Network, **'2022 Global Report on Food Crises (GRFC): Joint analysis for better decisions'**, 2022, https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000138913/download/?_ga=2.33557217.1500800333.1662962003-844400342.1662962003 6 で入手可能。

9 Relates to population facing IPC phase 5 'Catastrophe'. FAO & WFP, **'Hunger Hotspots: FAO-WFP early warnings on acute food insecurity, October 2022 to January 2023 Outlook'**, 2022, https://reliefweb.int/report/world/hunger-hotspots-fao-wfp-early-warnings-acute-food-insecurity-october-2022-january-2023-outlook で入手可能。

10 FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO, **'The State of Food Security and Nutrition in the World 2022. Repurposing food and agricultural policies to make healthy diets more affordable'**, 2022, https://doi. org/10.4060/cc0639en xiv で入手可能。

11 Global Network Against Food Crises and Food Security Information Network, **'2022 Global Report on Food Crises (GRFC): Joint analysis for better decisions'**, 2022, https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000138913/download/?_ga=2.33557217.1500800333.1662962003-844400342.1662962003 6 で入手可能。

12 Welt Hunger Hilfe and Concern Worldwide, **'Global Hunger Index: Hunger and food systems in conflict settings'**, 2021, https://www. globalhungerindex.org/pdf/en/2021.pdf 18 で入手可能。

13 Action Against Hunger, **'World Hunger: Key facts and statistics 2022'**, 2022, https://www.actionagainsthunger.org/world-hunger-facts-statistics で入手可能。

14 WFP **'Fact sheet: Hunger & conflict'**, 2018, https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000099172/download/#:~:text=CONFLICT%20AND%20HUNGER%20-%20FACTS%20%26%20FIGURES,of%20the%20 world%27s%20hungry%20people で入手可能。

15 FAO and WFP **'Hunger Hotspots: FAO-WFP early warnings on acute food insecurity June to September 2022 Outlook'**, 2022, https://www.fao.org/3/cc0364en/cc0364en.pdf で入手可能。

16 AF Mazo, **'The protection of access to food for civilians under international humanitarian law: Acts constituting war crimes'**, 2020, The Age of Human Rights Journal, vol 14, 181.

17 Save the Children, **'Twice threatened: Nearly half of all stunted children live in countries most vulnerable to climate change'**, 2021, https://www.savethechildren.net/news/twice-threatened-nearly-half-all-stunted-children-live-countries-most-vulnerable-climate-change で入手可能。

18 Ibid.

19 トレーダーや金融投機家は小麦や食用油の価格を更に上昇させているといわれている。

20 The Guardian, M Fakhri and S Monsalve, **'Ukraine helps feed the world- but its farmers, seeds, and future are in danger'**, 13 June 2022, https://www.theguardian.com/environment/2022/jun/13/ukraine-farmers-seed-food-crisis で入手可能。

21 IMF et al., **'Joint Statement: The Heads of the World Bank Group, IMF, WFP and WTO Call for Urgent Coordinated Action on Food Security'**, 13 April 2022, https://www.imf.org/en/News/Articles/2022/04/13/pr22117-joint-statement-wbg-imf-wfp-and-wto-call-for-urgent-coordinated-action-on-food-security. See too the statement issued by the African Development Bank President dated 24 April 2022 available at https://businesspost.ng/world/africa-must-prepare-for-inevitable-food-crisis-adesina で入手可能。

22 Care International, **'Ukraine Conflict: Soaring Food and Fuel Prices Threaten Wellbeing of Millions in East, Central, and the Horn of Africa'**, 22 March 2022, https://www.care-international.org/news/ukraine-conflict-soaring-food-and-fuel-prices-threaten-wellbeing-millions-east-central-and で入手可能。

23 FAO, **'Famine in Somalia projected, lives of millions of people are at immediate risk, UN saya'**, 6 September 2022, available at https://reliefweb.int/report/somalia/famine-somalia-projected-lives-millions-people-are-immediate-risk-un-says で入手可能。

24 U Kracht, **'Human Rights and Humanitarian Action: The Right to Food in Armed Conflict.'** in Human Rights and Criminal Justice for the Downtrodden: Essays in Honour of Asbjørn Eide, edited by M Bergsmo, 2003, pp261–292.

25 Action against Hunger, **'Climate change: A hunger crisis in the making'**, October 2021, 4.

26 WHO, **'Climate change and health: Key facts'** 30 October 2021, https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/climate-change-and-health で入手可能。

27 A Mekonnen, et al., **'Climate change impacts on household food security and farmers adaptation strategies'**, 2021, Journal of Agriculture and Food Research, vol 6, p100197.

28 Action against Hunger, **'Climate change: A hunger crisis in the making'**, October 2021, 4.

29 J Eastin, **'Climate Change and Gender Equality in Developing States'** 2018, World Development, vol. 107, pp289-305.

30 Save the Children, **'Twice threatened: Nearly half of all stunted children live in countries most vulnerable to climate change'** 2021, https://www.savethechildren.net/news/twice-threatened-nearly-half-all-stunted-children-live-countries-most-vulnerable-climate-change で入手可能。

31 A Mekonnen, et al., **'Climate change impacts on household food security and farmers adaptation strategies'**, 2021, Journal of Agriculture and Food Research, vol 6, p100197.

32 Food Security Portal, **'Global Food Insecurity Hits All-Time High: 2022 Global Report on Food Crises Released'**, by S Gustafson, 5 May 2022, https://www.foodsecurityportal.org/node/1982 で入手可能。

33 Global Network Against Food Crises and Food Security Information Network, **'2022 Global Report on Food Crises (GRFC): Joint analysis for better decisions'**, 2022, https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000138913/download/?_ga=2.33557217.1500800333.1662962003-844400342.1662962003 で入手可能。

34 UNOCHA, **'Global Humanitarian Needs Overview 2022'**, 2022, https://gho.unocha.org で入手可能。

35 Ibid.

36 LO, **'Building Forward Fairer: Women's right to work and at work at the core of the COVID-19 recovery'**, July 2021, https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---gender/documents/publication/wcms_814499.pdf で入手可能。

37 Ibid.

38 Plan International, **'Halting Lives: The Impact of COVID-19 on Girls and Young Women'**, September 2020, https://plan-international.org/publications/halting-lives-the-impact-of-covid-19-on-girls/ で入手可能。

39 FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO, **'The State of Food Security and Nutrition in the World 2022. Repurposing food and agricultural policies to make healthy diets more affordable'**, 2022, https://doi. org/10.4060/cc0639en xiv で入手可能。

40 Plan International **'How will COVID-19 affect girls and young women?'** https://plan-international.org/emergencies/covid-19-faqs-girls-women/ で入手可能。

41 As cited in **'Report of the Secretary General: Status of the Convention on the Rights of the Child'**, 27 August 2021, https://data.unicef.org/resources/rapid-situation-tracking-covid-19-socioeconomic-impacts-data-viz/ A/76/150, 10.

42 Human Rights Council, **'The right to food and the coronavirus disease pandemic'** the report of the Special Rapporteur on the right to food, Michael Fakhri, in accordance with Assembly resolution 76/166 and Human Rights Council resolution 46/19, 18 July 2022.

43 UNICEF, **'With 23 countries yet to fully reopen schools, education risks becoming 'greatest divider' as COVID-19 pandemic enters third year'**, 29 March 2022, https://www.unicef.org/press-releases/23-countries-yet-fully-reopen-schools-education-risks-becoming-greatest-divider で入手可能。

44 US Global Leadership Coalition, **'Factsheet: Combatting the global hunger crisis'**, August 2022, https://www.usglc.org/combating-global-food-insecurity で入手可能。

45 WFP, **'A global food crisis: 2022 a year of unprecedented hunger'**, 2022, https://www. wfp.org/global-hunger-crisis で入手可能。

46 Interview on Face the Nation, 20 May 2022.

47 UN News, 10 June 2022. See too UN News **'South Sudan: UN humanitarians forced to cut aid to 1.7 million people'**, 14 June 2022, https://news.un.org/en/story/2022/06/1120322 で入手可能。

48 Ibid.

49 Ibid.

50 Development Initiatives **'Funding for gender-relevant humanitarian response'** https://devinit. org/documents/1161/Funding_for_gender-relevant_humanitarian_response_iXaEDSq.pdf p2,8および3で閲覧可能。

51 Ibid.

52 A De Waal, **'Mass Starvation: The History and Future of Famine'**, 2018, 203.

53 Human Rights Council, **'Preliminary study of the Human Rights Council Advisory Committee on discrimination in the context of the right to food'**, 22 February 2010, A/HRC/13/32, https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G10/112/31/PDF/G1011231.pdf?OpenElement 75–77段落で閲覧可能を参照のこと。

54 Ibid.

55 H Elver, **'At the brink of famine in conflict and natural disaster zones: Human rights approach to extreme hunger and malnutrition'**, 2018, Transnational Legal Theory, vol. 9, 206.

56 Ibid, 201.

57 例えば、OHCHR **'The UN Human Rights Office in humanitarian action'**を参照。https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/WHS/Leaflet.pdf で入手可能。

58 R Richardson, **'Rights-Based Approaches to Development: Office of the High Commissioner for Human Rights'**, 2006, Human Rights & Human Welfare: vol. 6: Iss. 1, https://digitalcommons.du.edu/hrhw/vol6/iss1/43 で入手可能。

59 更に、本報告書の目的にとって同様に重要なことは、人種、皮膚の色、ジェンダー、言語、宗教、政治的意見またはその他の意見、国または社会的出身、財産、出生またはその他の地位にかかわらず、すべての人間は十分な食糧を得る権利と飢餓から解放される権利を有しているという認識である。

60 2022年9月現在、経済的及び社会的権利に関する国際規約（ICESCR）は、171ヵ国が批准している。

61 ICESCRの第11条は、1960年に立ち上げられたFAOの「飢餓からの解放キャンペーン」の法的根拠とするために、サブセクション(b)を提案したFAOと協力して書かれたものである。同条はサブセクション(a)が「十分な食糧を得る権利」に言及し、サブセクション(b)が「飢餓からの解放」に言及している理由を説明している。

62 Committee on Economic Social and Cultural Rights, **'General Comment No 12: The right to food (Art. 11)'**, 1999, E/C.12/1999/5, para 15.

63 Ibid.

64 Ibid.

65 Ibid.

66 OHCHR, **'About the right to food'**を参照。https://www.ohchr.org/en/special-procedures/sr-food/about-right-food-and-human-rights で入手可能。

67 ベラルーシ、ボリビア（多民族国）、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、フィジー、グアテマラ、ギアナ、ハイチ、ホンジュラス、ケニア、マラウィ、モルディブ、メキシコ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、パナマ、パラグアイ、フィリピン、モルドバ共和国、南アフリカ、スリナム、ウクライナ、ジンバブエは自国の憲法で普遍の人権として直接に盛り込んでいる。

68 AO and WFP, **'Hunger Hotspots: FAO-WFP early warnings on acute food insecurity February to May 2022 Outlook'**, 2022, https://www.wfp.org/publications/hunger-hotspots-fao-wfp-early-warnings-acute-food-insecurity-february-may-2022-outlook で入手可能。

69 Committee on Economic, Social and Cultural Rights, **'General Comment No. 3 on the nature of States parties' obligations (Art. 2 (1) of the Covenant'**, 1990, para 10.

70 Committee on Economic, Social and Cultural Rights, **'General Comment No. 14 on the right to the highest attainable standard of health (Art. 12)'**, 2000,

47, 43(a) 段落および (b). Committee on Economic, Social and Cultural Rights, **'General Comment No. 15 on the right to water (Arts. 11 and 12 of the Covenant)'**, 2003, 40段落も参照のこと。

71 Committee on the Elimination of Discrimination of against Women, **'General Recommendation No. 37 on Gender-related dimensions of disaster risk reduction in the context of climate change'**, February 2018, CEDAW/C/GC/37, paragraph 48.

72 例えば、**A Carnevale, 'Patterns on discriminations against woman'**を参照。 **The transversal dimension of the right to food in the Senegal reality'**, 2022.

73 Ibid. ミレニアム開発目標で、特にジェンダー平等の推進と女性のエンパワーメントを8つの重点目標に掲げたのも、こうした認識によるもので、SDGsでもその軌跡を引き継いでいる。

74 Committee on the Elimination of Discrimination of against Women, **'General Recommendation No. 37 on Gender-related dimensions of disaster risk reduction in the context of climate change'**, February 2018, CEDAW/C/GC/37, paragraph 49.

75 Ibid.

76 Committee on the Rights of the Child, **'General Comment No. 19 on public budgeting for the realization of children's rights (Art. 4)'**, 2016, CRC/C/GC/19, paragraph 46.

77 Ibid.

78 Ibid. Paragraph 44.

79 Committee on the Rights of the Child, **'General Comment No. 5: General measures of implementation'**, 2003, CRC/GC/2003/5, paragraphs 60-64.

80 UNAIDS, **'Building resilience to drought and disease: How UNAIDS is supporting Eastern and Southern Africa in the face of El Niño'**, 2016, 201.

81 See, for example, Office of the Secretary General on Children and Armed Conflict, **'The six grave violations against children during armed conflict: The legal foundation'**, 2013.

82 UNICEF, **'Child marriage on the rise in Horn of Africa as drought crisis intensifies'**, 30 June 2022, https://www.unicef.lu/child-marriage-on-the-rise-in-horn-of-africa-as-drought-crisis-intensifies で入手可能。

83 Ibid.

84 Ibid.

85 Ibid.

86 A Epstein A et al., **'Drought and intimate partner violence towards women in 19 countries in sub-Saharan Africa during 2011-2018: A population-based study'**, Plos Med, March 2020, vol.17(3).

87 Ibid.

88 AM Hatcher, et al., **'Pathways from food insecurity to intimate partner violence perpetration among peri-urban men in South Africa'**, American Journal of Preventive medicine, May 2019 Ma, vol.56(5), pp765-772..

89 See, for example, LC Ivers and KA Cullen, **'Food insecurity: special considerations for women'**, American Journal of Clinical Nutrition. December 2011, vol. 94(6).

90 See, for example, R Jewkes, et al., **'Violence against Afghan women by husbands, mothers-in-law and siblings-in-law/siblings: Risk markers and health consequences in an analysis of the baseline of a randomised controlled trial'**, PLoS ONE, 2019, vol.14(2).

91 Plan International, **'Real Choices, Real Lives: World Hunger and Its Impact on Girls'**, 2022, https://plan-international.org/uploads/2022/07/RCRL_GlobalHungerCrisis_June2022.pdf 7で入手可能。

92 N News, **'New allegations of sexual abuse emerge against UN peacekeepers in Central African Republic'**, 4 February 2016, https://news.un.org/en/story/2016/02/521562-new-allegations-sexual-abuse-emerge-against-un-peacekeepers-central-african で入手可能。

93 Plan International, **'Real Choices, Real Lives: World Hunger and Its Impact on Girls'**, 2022, https://plan-international.org/uploads/2022/07/RCRL_GlobalHungerCrisis_June2022.pdf 8 で入手可能。

94 T Belachew, et al., **'Food insecurity, school absenteeism and educational attainment of adolescents in Jimma Zone Southwest Ethiopia: a longitudinal study'**, Nutrition journal, 2011, vol. 10(1), pp1-9.

95 Human Rights Council, **'Women's rights and food: Report submitted by the Special Rapporteur on the right to food'**, December 2012, A/HRC/22/50 24, available at https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/RegularSession/Session22/AHRC2250_English.PDF, 5段落で閲覧可能。

96 LC Smith and L Haddad, **'Explaining child malnutrition in developing countries: A cross-country analysis'**, 2000, Research Report 111. IFPRI.

97 Q Wodon, **'Why do girls drop out of school and what are the consequences of dropping out?'**, 1 August 2018, World Bank, https://medium.com/world-of-opportunity/why-do-girls-drop-out-of-school-f2762389a07e で入手可能。

98 Welt Hunger Hilfe and Concern Worldwide, **'Global Hunger Index: Hunger and food systems in conflict settings'**, 2021, https://www. globalhungerindex.org/pdf/en/2021.pdf 11 で入手可能。

99 Ibid.

100 Rao, N. 2020. '**The Achievement of Food and Nutrition Security in South Asia Is Deeply Gendered',** Nature Food 1 (4): 206–209.

101 A. Quisumbing, et al., '**Women the key to Food Security. Washington, DC: International Food Policy Research Institute**', 2000, http://ebrary.ifpri.org/utils/getfile/collection/p15738coll2/id/125453/filename/125454.pdf で入手可能。

102 WFP, **'FAO and WFP join forces to boost children's right to food in schools'**, 21 February 2022, https://www.wfp.org/news/fao-and-wfp-join-forces-boost-childrens-right-food-schools で閲覧可能を参照のこと。

103 Inter Press Service, **'School Meals Coalition hopes to provide meal to every child'**, 26 November 2021, by N Hossain, http://www.ipsnews. net/2021/11/school-meals-coalition-hopes-provide-meal-every-child/?utm_source=rss&utm_medium=rss&utm_campaign=school-meals-coalition-hopes-provide-meal-every-child で閲覧可能を参照のこと。

104 WFP, **'The impact of school feeding schemes'**, November 2019, https://www.wfp.org/publications/impact-school-feeding-programmes で入手可能。

105 UN Geneva, **'COVID-19 imperils 'historic advances' in children's access to school meals: Un expert'**, 24 February 2021, https://www.ungeneva.org/en/news-media/news/2021/02/covid-19-imperils-historic-advances-childrens-access-school-meals-un-report で入手可能。

106 WFP '**World Food Programme Gender Policy: Accelerating progress towards gender equality and women's empowerment'**, May 2022, 8 and 14.

107 Ibid.

108 WHO **'Climate change and health'**, October 2021, https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/climate-change-and-health で入手可能。

109 Goal 6.1.

110 Committee on Economic, Social and Cultural Rights, **'General Comment No 15: The right to water (Arts. 11 and 12 of the Covenant)'** 2003, E/C.12/2002/11, para 1.1.

111 Article 14(2)(h).

112 Article 24(2)(c).

113 Article 24(2)(a).

114 N News, **'General Assembly declares access to clean water and sanitation is a human right'**, 28 July 2010, https://news.un.org/en/story/2010/07/346122-general-assembly-declares-access-clean-water-and-sanitation-human-right で入手可能。

115 Human Rights Council, **'Human rights and access to safe drinking water and sanitation'**, Res. 15/9, U.N. Doc. A/HRC/RES/1 5/9 (October 6 2010) para 8(a).

116 Ibid. para 8(c).

117 Ibid. para 8(d).

118 Ibid. para 9(a)-(d).

119 Committee on Economic, Social and Cultural Rights, **'General Comment No 15: The right to water (Arts. 11 and 12 of the Covenant)'** 2003, E/C.12/2002/11, para 17.

120 Human Rights Council, **'Extreme poverty and human rights: The report of the Special Rapporteur on extreme poverty and human rights'**, Philip Alston, submitted in accordance with Human Rights Council resolution 35/19, September 2018, A/73/396, parag 50.

121 Human Rights Council, **'Report of the Special Rapporteur on the right to food'**, 25 January 2018, A/HRC/37/61, para 50.

122 Human Rights Council Advisory Committee **'Final research-based report of the Human Rights Council Advisory Committee on best practices and main challenges in the promotion and protection of human rights in post-disaster and post-conflict situations'**, 10 February 2015, A/HRC/28/76, vol. 5(3), para 84.

123 T Pogge, **'The First United Nations Millennium Development Goal: A cause for celebration'** 2010, Journal of Human Development 377-397

124 ICESCR 第11条第2項に規定されている飢餓を緩和し軽減するために必要な行動をとること。

125 E/C.12/2019/1 - **The Pledge to 'Leave No One Behind': The International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights** and the **2030 Agenda for Sustainable Development**, Statement by the Committee on Economic, Social and Cultural Rights 4段落を参照のこと。

126 DG1はUDHR第25条、ICESCR第11条、CRC第24条2項(c)に基づく食糧を得る権利と関連している。特に、UDHR28条、ICESCR2条1項および11条2項に組み込まれた国際協力は、世界の食糧供給の公平な分配を確保することを含めて重要な役割を担っている。OHCHR、SDGs-Human Rights Table、2017年。

127 目標1(貧困撲滅)、目標5(ジェンダー平等)、目標8(よい仕事と経済成長の促進)、目標10(国内および国家間の不平等の削減)、目標11(都市と人間居住の包摂かつ持続可能な実現)等である。

128 Human Rights Council, **'Report of the Special Rapporteur on the human right to safe drinking water and sanitation'**, 27 July 2016, A/HRC/33/49, para 68.

129 Human Rights Council, '**Report of the Special Rapporteur on the right to food'**, 25 January 2018, A/HRC/37/61, World Food Programme (WFP), **'WFP Says Hunger Kills More Than AIDS, Malaria, Tuberculosis Combined'**, 4 June 2009, https://www. un.org/en/chronicle/article/losing-25000-hunger-every-day#:~:text=Hunger%20and%20under%2Dnutrition%20 are,from%20hunger%20and%20related%20causes で入手可能。

130 Global Network Against Food Crises and Food Security Information Network, **'2022 Global Report on Food Crises (GRFC): Joint analysis for better decisions'**, 2022, https://www.fao.org/3/cb9997en/cb9997en.pdf 12 で入手可能。

131 UNICEF, **'25 years of the Convention on the Rights of the Child: Is the world a better place?'**, 2014, https://www.unicef.org/reports/25-years-convention-rights-child 50 で入手可能。

132 A Heinemann, et al., **'Why we need more sex-disaggregated social protection data and what we're doing to get there'**, 03 November 2021, https://blogs.worldbank.org/opendata/why-we-need-more-sex-disaggregated-social-protection-data-and-what-were-doing-get-there で入手可能。

133 Ibid. 世帯内の個人は資源を共有する可能性が高いため、世帯員全員が直接・間接の受益者と見なされるのは合理的な仮定(理想)である。

134 Plan International, **'Written submission to the draft General Recommendation on gender-related dimensions of disaster risk reduction in a changing climate by the Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women'**, January 2017, https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/CEDAW/GenderRelated/PlanInternational.pdf 2 で入手可能。

135 Ibid.

136 Article 26(1) of the CRC.

137 Article 26(1) of the CRC.

138 ICESCR9条、CEDAW11条1項(e)、14条2項(c)、CMW27条、CRPD28条2項など他の文書にもこの権利が含まれている。

139 SDGs 1.3, 3.8, 5.4 and 10.4.

140 M Cruz, et al., **'Ending extreme poverty and sharing prosperity: Progress and policies'**, World Bank Group Policy Research Note 2015/03, 1, 66.

141 See the Report of the **'Special Rapporteur on extreme poverty and human rights to the UN General Assembly'**, 11 August 2014, A/69/297, para. 2.

142 Human Rights Council, **'Special Rapporteur on extreme poverty and human right "Looking back to look ahead: A rights-based approach to social protection in the post-COVID-19 economic recovery'**, 11 September 2020, 2.

143 Ibid.

144 ILO, **'World Social Protection Report'**, 01 September 2021, https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_817653/lang--en/index.htm で入手可能。

145 ILO, **'World Social Protection Report 2020-2022: Social protection at the crossroads- in pursuit of a better future'**, 2021, https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/---publ/documents/publication/wcms_817572.pdf 89 で入手可能。

146 For more details, see M Kaltenborn, **'Overcoming extreme poverty by social protection floors: Approaches to closing the right to social security gap'**, 2017, Law and Development Review vol. 10, no. 2 pp237-274.

147 International Food Policy Research Institute, **'2018 Global Food Policy Report'**, 2018, https://doi.org/10.2499/9780896292970 で入手可能。

148 Ibid, 76.

149 CDP **'UN IASC Food Security Cluster'**, https://disasterphilanthropy.org/resources/un-iasc-food-security-cluster で入手可能。

150 Ibid.

151 FAO, **'Somalia emergency drought response and recovery project'**, 2018, https://reliefweb.int/attachments/5e78e1ce-5c15-389c-9d6e-e58fd0d94283/OSRO%20SOM%20713%20WBK%20Project%20Highlights.pdf で入手可能。

152 Article 4 of the CRC.

153 Committee on the Rights of the Child, **'General Comment No. 19 on public budgeting for the realization of children's rights (Art. 4)'**, 2016, CRC/C/GC/19, paragraph 39; See also Committee on the Rights of the Child, **'General Comment No. 5: General measures of implementation'**, 2003, CRC/GC/2003/5, paragraph 64.

154 Committee on the Rights of the Child, **'General Comment No. 19 on public budgeting for the realization of children's rights (Art. 4)'**, 2016, CRC/C/GC/19, paragraph 38.

155 子どもの権利委員会、最終見解：スウェーデン CRC/C/SWE/CO/4, 2009年6月,段落24. 2015年、スウェーデンが国際協力にジェンダー対応テストを課し始めたが、子どもの権利に関しては同じことをしていないという情報が提供されると、締約国は再び、「子どもとその権利の享受に影響を与える……あらゆる国際協力の影響を判断するために必ず子どもの権利影響評価を行う」ことを勧告された。

156 国際刑事裁判所ローマ規程第8条2項（b）（xxv）に定義されている犯罪。

157 Welt Hunger Hilfe and Concern Worldwide, **'Global Hunger Index: Hunger and food systems in conflict settings'**, 2021, https://www.globalhungerindex.org/pdf/en/2021.pdf で入手可能。

158 Special Representative of the Secretary General on Children and Armed Conflict, **'Annual Report: Children faced with unspeakable violence in conflict as number of grave violations increased in 2017'**, 16 May 2018, https://undocs.org/s/2018/465, 9 段落で閲覧可能。

159 UN Security Council, **'Report of the Secretary General on Children and Armed Conflict'**, 23 June 2022, A/76/871 - S/2022/493.

160 Watchlist and institute of international Humanitarian Affairs, **'Denial of humanitarian access for children: Legal, policy, and operational challenges'**, 2022, https://watchlist.org/wp-content/uploads/watchlistfordham-policynote_denial_of_humanitarian_access_final_for_web.pdf 6 で閲覧可能を参照のこと。

161 Office of the Special Representative of the Secretary General on Children and Armed Conflict, **'Practical guidance for mediators to protect children in situations of armed conflict'**, 2020, https://childrenandarmedconflict.un.org/wp-content/uploads/2020/10/Practical-guidance-for-mediators-to-protect-children-in-situations-of-armed-conflict.pdf, p45と54で閲覧可能。

162 例えば, the Political Agreement for Peace and Reconciliation in the Central African Republic, 6 February 2019 を参照。

163 P Alston and K Tomaševski (eds), **'The right to food'**, 1984, 7.

164 Unprecedented Needs Threaten a Hunger Catastrophe, **'World Food Programme'**, 2022, https://docs.wfp.org/api/documents/WFP-0000138231/download/?_ga=2.215465872.643674237.1651833030-125975723.1651735268 で入手可能。

165 In line with Committee on Economic Social and Cultural Rights, **'General Comment No 12: The right to food (Art. 11)'**, 1999, E/C.12/1999/5, para 36.

*トルティーヤを作る女性*
*／グアテマラ*

© Plan International

**謝辞**

**執筆者**: 西ケープ大学のBenyam Dawit Mezmur教授は、国連子どもの権利委員会元議長で現委員、子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章委員会の元議長である。本記事で述べられている見解は、同氏自身のものであり、同氏が関係している組織を必ずしも代表しているわけではない。

**編集者**:Alison Wright, リサーチマネージャー

**レポートチーム**:暫定調査部長Isobel Fergus、監視・評価・調査・研究部長Jacqueline Gallinetti博士、人道政策・提言アドバイザーAndrea Nunez-Flores

本報告書へ貴重な意見と評価を提供してくれた以下のプラン・インターナショナル職員に感謝を表す:グローバル・メディア・広報部長Kathryn Irwin、コンテンツ・クリエイティブ部長Danny Plunkett、食料安全保障・生計専門家Peter Muhangi、政策・提言アドバイザー(平和・安全保障アドバイザー)Mohamed Djingo、危機における女の子政策・提言アドバイザーEnzo Mauro T Cruz、政策・提言部長Rosamund Ebdon,、Raj Nooyiに感謝の意を表す。

Meheret G. Tefera、Sideen Louw、Aya Noubaniの各氏には、本報告書へのご協力に対して謝意を表します。

表紙写真:9人家族の一日分の主食である米の入った鍋/ソマリア
©Plan International / Armstrong Too

**レイアウト**:Sara Mena – www.doodliostudio.com

**プラン・インターナショナルについて**

## 女の子の力を、世界を変える力にする。

プラン・インターナショナルは、女の子が本来持つ力を引き出すことで地域社会に前向きな変化をもたらし、世界が直面している課題の解決に取り組む国際NGOです。世界75カ国以上で活動。世界規模のネットワークと長年の経験に基づく豊富な知見で、弱い立場に置かれがちな女の子が尊重され、自分の人生を主体的に選択することができる世界の実現に取り組んでいます。

**Plan International**
International Headquarters
Dukes Court, Duke Street, Woking,
Surrey GU21 5BH, United Kingdom

Tel: +44 (0) 1483 755155
Fax: +44 (0) 1483 756505
E-mail: info@plan-international.org

**plan-international.org**

Published in 2022. Text © Plan International

facebook.com/planinternational

twitter.com/planglobal

instagram.com/planinternational

linkedin.com/company/plan-international

youtube.com/user/planinternationaltv